

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	学長	TRUE	学長	○	本学は、設置母体である、コングレガシオン・ド・ノートルダム修道士会のミッション・ステートメントを教育の基本理念として掲げている。本学の建学の精神は、この基本理念(教育理念・理想)を明確に示している。
(2)建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。	学長	TRUE	学長	○	本学の建学の精神は「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成すること」である。この精神は、教育基本法に謳われる「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う」とことや「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことに反せず理想を同じくするものである。よって、本学の建学の精神は、教育基本法に基づく公共の精神を尊び、公共性を有する。また、本学は学校教育法第1条に定められた学校として、本学における教育は、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のために尽くすことを目的とし、一部のものの利益のために仕えない「公共的な性格」である公共性を有している。
(3)建学の精神を学内外に表明している。	学長	TRUE	学長	○	学内には「学生ハンドブック」、学外には、「学校案内」や本学ホームページで建学の精神を表明している。さらに、入学式・卒業式における学長式辞を通して、学生及び教職員、保護者(保証人)、ステークホルダーに対して明らかにしている。
(4)建学の精神を学内において共有している。	学長	TRUE	学長	○	「学生ハンドブック」に建学の精神を明文化して提示し、教職することともに共有している。また、「建学の精神」を身近なものとするため「建学の精神 創立者マルグリット・ブルジョフに倣い 愛と奉仕に生きる」という文言を、マルグリット館1階エレベータードア上に掲げている。さらに、建学の精神を象徴する正面玄関入口に設置されている「ステンドグラス」には説明板をつけて、建学の精神の理解と共有に努めている。
(5)建学の精神を定期的に確認している。	学長	TRUE	学長	○	毎年、自己点検・評価を実施し報告書を作成する際に学長及び自己点検評価委員長等が建学の精神を確認している。さらに、完成した自己点検・評価報告書の共有を通して全教職員が建学の精神を確認している。また、毎年度作成する「学生ハンドブック」を用いた新入生オリエンテーション等を通して教職員及び在学生が建学の精神を確認している。

基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】各学科、専攻の教育目的・目標は建学の精神に基づき確立している。 【キャリア教養学科】建学の精神に基づき教育目的・目標を策定し、教育活動を実施している。
(2)学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【食物栄養専攻】建学の精神に基づいて、「目指すべき人材像」を確立している。 【学務/こども保育コース】各学科、専攻の教育目的・目標をホームページや学生ハンドブックで学内外に表明している。
(3)学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【食物栄養専攻】入学支援実施要項・Webサイト等で公表している。 【学務/こども保育コース】各学科、専攻の教育目的・目標の達成状況は、助言評価委員会での評価、短期大学生調査、卒業生アンケート、専門職への就職率、GPA分布、単位修得状況、成績評価、実習評価等から把握・評価している。
(4)学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【食物栄養専攻】各教員による点検の他、定期的に専攻内FDを行い、達成状況を把握・評価するとともに改善に努めている。 【学務/こども保育コース】各学科、専攻の教育目的・目標に基づいて「人材養成が地域・社会の要請に役立っているか、助言評価委員会での評価、卒業生アンケート、卒業生のしごとぶりに関するアンケート、専門職への就職率等から定期的に点検している。

B 教育の効果

基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。	学長	TRUE	学務部長	○	学習成果を建学の精神に基づき定めている。
(2)学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】各学科、専攻の学習成果は、それぞれの教育目的・目標を踏まえた、卒業認定・学位授与の方針に対応させて定めている。 【キャリア教養学科】DPIに呼応するように学科の学習成果を定めている。 【食物栄養専攻】学習成果については教育目的・目標につき定め、点検・見直しの上で改訂を重ねている。
(3)学習成果を学内外に表明している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	学習成果は、学生ハンドブックやホームページで学内外に表明している。
(4)学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らしながら、各学科、専攻において、短期大学生調査、卒業生アンケート、専門職への就職率、GPA分布、単位修得状況、成績評価、実習評価等から、定期的に点検している。 【キャリア教養学科】学習成果を可視化するように努め、学校教育法の規定と照合して定期点検をしている。 【食物栄養専攻】学習成果については担当科目ごとに教員が点検し、その結果について専攻内FDで相互に点検することで改善を図っている。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学及び各学科、専攻では、教育目的・目標に基づいて卒業認定・学位授与の方針、これに基づき教育課程編成・実施の方針、それに基づき入学者受け入れの方針を策定するというように、三つの方針を関連付けて一体的に策定している。また、学生ハンドブックやホームページ、学校パンフレット等を通し、学内外に表明している。 【キャリア教育学科】三つの方針を現代社会において求められるニーズに照らし合わせ、学科内で検討議論を継続している。 【食物栄養専攻】三つの方針については定期的に点検を行い、適宜改訂した上で、学内外に周知を行っている。
(2)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学及び各学科、専攻ごとに卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。 【キャリア教育学科】ディプロマポリシー(DP)を明確に示し、入試要項やホームページなどに公開している。 【食物栄養専攻】DPIに関しては定期的に点検を行い、適宜改訂した上で、学内外に周知を行っている。
①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。なお、福祉こども専攻において、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得は卒業要件とはなっていない。 【キャリア教育学科】学習成果を常に意識し、見える化を図りながら卒業要件を示している。 【食物栄養専攻】学習成果に対応したDPを定め、卒業の要件、資格取得の要件は学務部と連携して設定した上で明示している。
②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】各学科、専攻の卒業認定・学位授与の方針は、社会の要請に応え、国際的にも通用するものとなっている。 【キャリア教育学科】DPIは社会的・国際的に意識して策定を行っている。 【食物栄養専攻】社会的・国際的に通用するDPを定めている。
③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】卒業認定・学位授与の方針は、その獲得状況を卒業判定の際に用いており、定期的に点検をしている。 【キャリア教育学科】DPIは定例学科会において、点検・検討議論を継続している。 【食物栄養専攻】DPIは専攻教員全員で定期的に点検している。
(3)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学及び各学科、専攻ごとに教育課程編成・実施の方針を明確に示している。 【キャリア教育学科】カリキュラムポリシー(CP)を明確に示し、入試要項やホームページなどに公開している。 【食物栄養専攻】CPIに関しては定期的に点検を行い、適宜改訂した上で、学内外に周知を行っている。
①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応するように策定されている。卒業認定・学位授与の方針の達成のため、どのような教育課程を編成し、教育内容・方法を実施するのかを定めている。 【キャリア教育学科】CPIはDPIに対応している。 【食物栄養専攻】CPIはDPIに対応して定めている。
②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】教育課程編成・実施の方針が適切であるか、それぞれの授業科目で学生が何を修得し、他の科目とどう関連付けられているかを等、各学科、専攻において前期、後期の終わりに点検している。 【キャリア教育学科】社会変化、社会的ニーズに照らし合わせ、DPの検討と同時にCPも定例学科会で点検している。 【食物栄養専攻】CPIは専攻教員全員で定期的に点検している。
(4)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学及び各学科又は専攻ごとに、入学者受入れの方針を明確に示している。 【キャリア教育学科】アドミッションポリシー(AP)を明確に示し、入試要項やホームページなどに公開している。 【食物栄養専攻】APは学内外に明示している。
①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】入学者受け入れの方針は、受け入れる学生に求める学力の3要素(「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度(主体性・多様性・協働性)」)を含む学習成果に対応するものとなっている。 【キャリア教育学科】APIは学習成果に対応して策定している。 【食物栄養専攻】APIにおいて、入学前の学習成果の把握方法・評価方法を明示している。
②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】入学者受け入れの方針は、本学が入学希望者の入学に当たってどのような学習成果を求めているのか、入学希望者が入学までに何を身に付けなければならないのかを明確に示している。 【キャリア教育学科】APを明確に示し、入試要項やホームページなどに公開している。 【食物栄養専攻】APにおいて、入学前の学習成果の把握方法・評価方法を明示している。
③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】入学者受け入れの方針に関し高等学校等関係者の意見を聴取する機会には設けていないが、高等学校への訪問や学校説明会において意見を聴取している。また、福島県立高校の校長が助言評価委員会の委員となっており、意見を聞いている。 【キャリア教育学科】高校学校関係者も含めた外部評価委員会で意見を聴取し、APを点検している。 【食物栄養専攻】APIは、本学の「助言評価委員会」などで高等学校等関係者の意見を適宜聴取した上で定期的に点検している。

C 社会貢献

基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。	学長	TRUE	地域連携センター長	○	年度計画において生涯学習センターの履修証明プログラム「SOC」の申込者の増と、福島市産官学連携プラットフォームにおける大学の関わりについて明示している。
(2)地域・社会への貢献に取り組んでいる。	地域連携センター長	TRUE	地域連携センター長	○	生涯学習センターを通じた開放講座の実施、ボランティアセンターを通じた学生ボランティア活動の推奨と情報共有を実施している。また、福島市産官学連携プラットフォームの事業に大学の教職員や学生が参画し、「生涯学習のつどい」を通じた人材育成や、地元定着促進イベント「ふくしまワークdeフェス!」、地元企業紹介動画「福島の子カラ」などの取組を通じた地域振興のための貢献を行っている。
①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。	地域連携センター長	TRUE	生涯学習センター長	○	令和6年度は生涯学習センターを通じて115の開放講座の実施運営を行っている。また福島市産官学連携プラットフォーム事業「生涯学習のつどい」を2回(3月・9月)の2回実施し、地域住民・学生・大学教職員と生成A1と学びについて意見交換の機会を設けている。履修証明プログラム(SOC)では正課授業を開放し、令和6年度は延べ28名の社会人の登録に繋がっている。
②地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。	地域連携センター長	TRUE	企画室長	○	令和6年度中の新規の協定締結はないが、福島市、南相馬市等の自治体、株式会社いちい、株式会社福島民報社等の企業、福島県・県内高等教育機関・経済団体によるコンソーシアム形成(「アカデミア・コンソーシアムふくしま」)、福島市・市内高等教育機関・経済団体によるプラットフォーム形成(「福島市産官学連携プラットフォーム」)に係る協定を締結している。
③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。	地域連携センター長	TRUE	ボランティアセンター長	○	令和6年度は44件のボランティアの依頼があり、掲示板にて周知をした。教職員及び学生は、希望するボランティアに参加をしている。
(3)地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。	学長	TRUE	地域連携センター長	○	半期ごとの「事業計画推進のための検討会」で確認をし、事業計画の進捗管理シート・各回SD研修記録として進捗状況の点検結果を記録している。

D 内部質保証

基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	自己点検評価委員長	TRUE	自己点検評価委員長	○	「短大自己点検評価・相互評価基準」および「短大自己点検評価委員会運営基準」を定めている。
(2)定期的に自己点検・評価を行っている。	自己点検評価委員長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	{学務/こども保育コース}各学科、専攻では前期、後期の半年ごとに教育活動の状況や、年度末に重点目標の達成状況、取り組みの適切さを確認する等、定期的に自己点検・評価を行っている。 【キャリア教育学科】定例学科会において学科内FDを実施し、教育目的・目標を定期的に自己点検している。 【食物栄養専攻】毎月の専攻定例会議で「専攻内FD」として、教育・研究・経営に関する様々な問題点を取り上げることによって自己点検・評価としている。 【全学】自己点検評価委員会として自己点検・評価を行っている。
(3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。	自己点検評価委員長	TRUE	自己点検評価委員長	○	自己点検・評価の活動の結果を報告書として作成の上、ウェブサイトにおいて公表している。令和6年度の評価については来たる認証評価に向けた評価作業の在り方の確認を兼ね、チェックシート形式で実施した。
(4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	自己点検評価委員長	TRUE	自己点検評価委員長	○	自己点検・評価の対象となる部署すべてで自己点検・評価を行うほか、評価活動を各部署の定例委員会等で確認するため、全教職員が関与している。また、半期ごとに実施する「事業計画推進に係る検討会」は全員参加である。
(5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。	自己点検評価委員長	TRUE	自己点検評価委員長	○	「短大外部評価実施基準」に基づき実施される助言評価委員会には、委員として県内高校の校長が含まれており、積極的な発言を得ている。
(6)自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。	自己点検評価委員長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【自己点検評価委員会】半期ごとに全員参加で実施する「事業計画推進に係る検討会」において、改善すべき点と、具体的な対応についての確認を行っている。 【学務/CH】自己点検・評価及び認証評価の結果は公表し、各部署ごとに改革や改善に活用する他、それらを参考に年度ごとに重点目標を定めている。 【キャリア教育学科】定例学科会において学科内FDの結果を、次年度につなげるように努めている。 【食物栄養専攻】結果については随時専攻内で共有し、教育・研究の質向上のため

基準 I -D-2 教育の質を保証している。

点検・評価の観点	所管責任部署	②のチェック	確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	{学務/こども保育コース}実習の外部評価や、専門職の就職率、幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得率などから学習成果を測定する査定手法を有している。 【キャリア教育学科】教育目的・目標に基づいて学習成果の測定手法を策定しており、特に前期・後期に分けてDPIに関する学生自身の成長・達成度調査を実施し、その結果に基づいて学科として取り組むべき課題を明らかにしている。 【食物栄養専攻】定期試験の評価のほか、外部試験である「栄養士実力認定試験」を活用した客観評価。また、資格取得達成度なども活用してアセスメントを行っている。 【学務/こども保育コース】各学科、専攻においてFDを行い、その中で査定の手法を点検している。
(2)査定の手法を定期的に点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【キャリア教育学科】学科内FDを実施し、学習成果のアセスメント方法の点検・検討を継続している。 【食物栄養専攻】定期的な専攻内FDにより点検し、適宜改訂している。次年度からは、「学外実習」の外部評価と学生の自己点検評価を用いた査定を導入する予定。
(3)教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	{学務/こども保育コース}各授業科目担当者が、GPA分布、成績評価、授業改善アンケートの結果やカリキュラムマップへの達成度、改善点等の記入を通じ、自己評価を行い、各学科、専攻で共有している。さらに卒業生アンケートや助言評価委員会での助言等を各部署で活かし、FD研修やSD研修を通して教育能力の向上に務め、教育課程編成の点検をしながら、学生の主体的な学びを行う環境づくり、支援を行なうというようにPDCAサイクルを活用している。 【キャリア教育学科】学習成果のアセスメント結果に基づき、次年度への教育活動へ活かしている。 【食物栄養専攻】専攻内FDを行うほか、教員相互の授業見学等で連携を図り、教育内容の点検・改善を行っている。
(4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	関係法令の変更などを確認すると共に、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)単位授与の要件を定めている。	学務部長	TRUE	学務部長	○	単位授与の要件を定めている。
(2)単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	単位授与や卒業認定、学位授与に関する要件を、成績評価や卒業要件等を明確に示しながら周知している。
「1単位」の単位化を図り、卒業の要件として「単位が修得するべき単位数」について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。	学務部長	TRUE	学務部長	○	各学科、専攻ごとに履修可能な単位の上限を年間で設定している。
(3)単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを定期的に点検している。
(4)進級判定がある場合は周知している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	進級判定はなく、卒業判定を行っている。欠席数が多い場合や取得単位数が少ない場合は、各学科、専攻で情報を共有しながら適宜学生に指導をしている。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成している。 【キャリア教養学科】短期大学設置基準に基づき体系的に編成している。
①学習成果に対応した、授業科目を編成している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【食物栄養専攻】短期大学設置基準および厚生労働省・文部科学省が定める資格取得のための教育課程関連法令にのっとり、体系的に編成し、カリキュラムツリーという形で学内外に明示している。 【学務/こども保育コース】各学科、専攻で定めている学習成果に対応するように、教養科目、専門科目、資格取得科目それぞれの授業科目を編成している。 【キャリア教養学科】学習成果に対応したカリキュラムを編成している。
②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【食物栄養専攻】求める学習成果に対応した授業科目を編成している。 【こども保育コース】福祉こども専攻では幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得のための専門科目、資格取得科目が多く開講されており、実習や学びの連続性を考慮しながら授業科目の開発、編成を行っている。 【キャリア教養学科】専門職学科ではないが、各教員の専門分野(7分野)を活かしている授業編成を行っている。
③シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【食物栄養専攻】栄養士養成課程として、関連法令に則った授業科目編成にするとともに、最新の知識・技術を身に付けて即戦力となる人財育成に資する科目開発を行っている。 【学務/こども保育コース】シラバスに必要な項目を明示し、授業1回目にはシラバスの内容の説明も行っている。 【キャリア教養学科】シラバスには必要な項目を明示し、学科長および学務部員を中心にチェックを行っている。 【食物栄養専攻】毎年改訂を重ね、都度明示している。
④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】前期、後期の終わりに、授業改善アンケートを行っている。アンケート結果は各学科、専攻で共有し、改善が必要な場合は活かすように努めている。 【キャリア教養学科】学生による授業改善アンケートを実施し、その結果を教員へ返し、PDCAサイクルを回している。 【食物栄養専攻】学務部と連携した「授業改善アンケート」の結果や、各科目ごとの振り返りシートなどを活用し、授業改善を行っている。
⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】オムニバスの授業科目がある他、授業内容が複数の科目に関連することも多く、適宜授業担当者間意思の疎通、協力・調整を図っている。 【キャリア教養学科】特にチームで実施する授業に関しては、密なコミュニケーションを図り、教育目標を設置し、授業設計を行っている。 【食物栄養専攻】専攻内の定例会議および適時の情報共有により、授業内容に関する意志の疎通、協力・調整を図っている。
⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	—	通信による教育を行う学科または専攻課程ではない。
(2)教育課程の見直しを定期的に行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】前期、後期の終わりに、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、単位取得状況、授業改善アンケートの結果等を振り返りながら、教育課程の見直しを行っている。 【キャリア教養学科】社会動向・社会ニーズに呼応できるように教育課程の点検を定期的に行っている。 【食物栄養専攻】見直しを定期的に行い、カリキュラムおよび授業内容の改善を適宜行っている。
(3)専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。	学務部長	TRUE	学務部長	○	各学科、専攻と学務部が連携しながら、教育課程の編成及び見直しを必要に応じて行っている。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)教養教育の内容と実施体制が確立している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	教養科目を各学科、専攻を問わずに学ぶ共通科目とし、実施体制は確立している。
(2)教養教育と専門教育との関連が明確である。	学務部長	TRUE	学務部長	○	各学科、専攻において、教養科目と専門教育の関連を明確にするためにカリキュラムマップやカリキュラムツリーを用い、明確にしている。
(3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	学務部長	TRUE	学務部長	○	カリキュラムマップを用いて各科目ごとに評価を行い、各学科、専攻で共有する他、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【こども保育コース】福祉こども専攻では保育士、幼稚園教諭二種免許状を取得するための保育実習、幼稚園教育実習の他、本学教地内で開催している子育て支援広場を授業で活用し、近隣保育施設での参加観察、現役保育者の講話も実施する等、体験的に学ぶ機会や保育現場を知る機会を確保しており、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確となっている。 【キャリア教養学科】「キャリアオーナーシップ」の育成を軸に、キャリア教育体制を明確にしている。 【食物栄養専攻】法令に基づいた専門教育実施体制を完備するとともに、1年次から授業外における「職場見学会」やアドミッションセンターと連携した業界セミナーなどを実施することにより、早い段階からの職業への接続の意識付けを行っている。
(2)職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【こども保育コース】専門職への就職率や短期大学生調査、助言評価委員会での委員の意見を踏まえる等、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 【キャリア教養学科】主として学科独自の3つのコースの意識調査および「キャリアオーナーシップ」の調査を実施し、その結果に基づいて改善につなげている。 【食物栄養専攻】就職状況や離職・転職状況などを随時共有するとともに、「仕事ぶりアンケート」の結果も踏まえ、教育効果の評価とし、改善に取り組んでいる。

B 学習成果

基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)学習成果に具体性がある。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学、各学科専攻のが覇風成果に具体性がある。各学科、専攻の学習成果は(知識・技能)、(思考・判断力・表現力)、(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度(主体性・多様性・協働性))の3つの視点からなり、福祉こども専攻において資格取得状況は、特に具体性のある学習成果である。 【キャリア教養学科】具体的な学習成果リストを作成している。 【食物栄養専攻】GPA、資格取得状況、「栄養士実力認定試験」の結果、などで具体的に示すことができる。
(2)学習成果は一定期間内で獲得可能である。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】2年間で学習成果が獲得可能となるように、教育課程を編成している。 【キャリア教養学科】一定期間内で獲得できる学習成果を掲げている。 【食物栄養専攻】半期ごとに獲得できるようにカリキュラム編成を行っている。
(3)学習成果は測定可能である。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】短期大学生調査、卒業生アンケート、専門職への就職率、GPA分布、単位修得状況、成績評価、実習評価等から、学習成果は測定可能である。 【キャリア教養学科】測定可能な学習成果を掲げている。 【食物栄養専攻】「定期試験」による測定の他、外部試験である「栄養士実力認定試験」の結果により、客観評価を行っている。次年度からは、さらに実習先の評価についても定量化し、学習成果の測定指標とする予定である。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。

点検・評価の観点	所管責任部署	②のチェック	確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】各授業科目の学習成果が、各学科、専攻の学習成果に対応している。対応させたカリキュラムマップを用いている。 【キャリア教養学科】各授業は、学科全体の学習成果に基づいたもの、関連付けたものとし、シラバスにも示している。 【食物栄養専攻】対応した学習成果を定義し、カリキュラム・マップに明示している。
(2)教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】それぞれの授業科目担当者が、教授ポータルフォリオを使用しながら、学習成果の獲得状況を適性に評価している。 【キャリア教養学科】教員は各授業の学習成果を成績評価によって把握し、DPIに紐づいているルーブリックにその評価を記入している。 【食物栄養専攻】学務部と連携して、カリキュラム・マップ等を用いて学習成果の獲得状況について定期的に適切に評価している。
(3)教員の成績評価の状況について把握し、点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】学務部が各授業科目担当者の成績評価の状況について把握、点検している他、短期大学全体、また各学科、専攻においても共有するようにしている。 【キャリア教養学科】教員は各授業の成績評価を把握し、次年度の授業の改善につなげている。 【食物栄養専攻】学務部と連携し、成績評価の状況は全教員が把握し、点検している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1) GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布等を活用している。前期、後期の終わり、年度末に各学科、専攻で共有し、課題を見つけ、改善するように努めている。 【キャリア教養学科】教員はGPA分布、単位習得数など学生の業績集積を多角的に確認し、次の授業充実に活用している。 【食物栄養専攻】GPA分布・単位取得率・教授ポートフォリオ・ルーブリック分布の他、外部試験である「栄養士実力認定試験」の成績や、資格取得率を用いて定量的に測定している。
(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【こども保育コース】福祉こども専攻では、学生が幼稚園教育実習、保育実習それぞれの実習後に、実習先で使用する評価票と同じ項目で作成された自己評価表を基に自己評価をしており、それを各授業担当者や実習担当者が学生の指導や学習成果を測る等、活かしている。 【キャリア教養学科】各学年、年2回の学習成果認識調査および学科独自のコース認識調査を実施し、その結果を学科FDに活用している。 【食物栄養専攻】企画室やアドミッションセンターから共有されるアンケート結果を用いて、学習成果の獲得状況を測定している。次年度からは、学外実習における自己評価についても導入していく予定である。
(3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	年ごと、月ごとに集計・点検を行い、随時、進路指導の計画改善および実践に活用している。
(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	毎年、過去3年間の卒業生の就職先へ「仕事ぶりアンケート」を依頼し、集計結果については各学科専攻と共有するとともに、一般向けにWebサイトで公開している。また、企画室が行う「卒業生アンケート」の結果も活用し、進路指導の計画改善および実践に活用している。
(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。	学務部長	TRUE	学務部長・IR	○	前期、後期の終わり、年度末に各学科、専攻において測定した結果を共有し、改善に繋げる等、学習成果の点検に活用している。さらなる学習成果の可視化、評価について検討を始めたところであり、測定した結果を学習成果の点検にどのように活用していくかは今後引き続き検討する必要がある。

基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。	学務部長	TRUE	学務部長・IR	△	学習成果の獲得状況について、可視化した根拠があるものもある。さらに可視化した根拠を増やすため、検討を始めたところである。
(2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。	学務部長	TRUE	学務部長・IR	△	学生へ獲得した学習成果について自覚できるようにしているか、根拠を基に説明をしているが、さらに自覚、理解できるような環境づくりに努めようとしている。
(3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。	学務部長	TRUE	学務部長・IR	○	単位の認定状況や、資格取得状況、短大生調査等、根拠を基に公表することに努めている。

C 入学者選抜

基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜方法を設けており、その旨、入学者選抜実施要項に明記し、紙媒体およびWebで広く周知している。
(2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	入学者選抜実施要項に示したとおりである。また、随時見直し・改訂を行っている。
(3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	-	専門職学科がないので該当しない
(4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	学内規程はすでに整備されており、各種法令・通達の変更や国内情勢に合わせて適宜点検・改善を行っている。
(5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	各選抜においてはアドミッションセンター長が統括責任者となり、最終責任者たる学長の承認を得た上で実施し、入学者を決定している。
(6) アドミッション・オフィス等を整備している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	アドミッションセンターを2018年より設置し、2023年からは、教員がセンター長を務めることで、入学前から卒業後まで、シームレスな支援を行うことができる体制となっている。

基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	入学者選抜実施要項に明記し、紙媒体およびWebで広く周知している。
(2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	入学者選抜実施要項に明記し、紙媒体およびWebで広く周知している。
(3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	入学者選抜実施要項に明記し、紙媒体およびWebで広く周知している。
(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	電話、メール、LINEによる問い合わせのほか、オープンキャンパス、会場ガイダンス、高校内ガイダンス、高校訪問、等の機会を利用し、対面での問い合わせにも適宜対応している。

D 学生支援

基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	入学手続き書類とともに書面で情報提供を行っているほか、電話・メール等での問い合わせにも適宜対応している。
(2)入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	入学者に対し、学習、学生生活について、新入生ガイダンスを実施している。
(3)学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】入学時や、前期、後期に、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 【キャリア教養学科】入学前および前期、後期に学務ガイダンスを行い、自らのキャリア目標に基づき履修計画について動機づけガイダンスを行っている。 【食物栄養専攻】入学前および各期ごとの学務ガイダンスのほか、「食物栄養基礎講座」や実習の事前事後指導の機会を利用して、栄養士として社会人としてのよう活躍していくか、に焦点を当てて動機づけを行っている。
(4)学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	学生便覧として「学生ハンドブック」、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
(5)学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】前期、後期に学務ガイダンスを行っている他、各顧問やその他の同じ学科、専攻教員が必要に応じて指導、支援を行っている。 【キャリア教養学科】各学年、年2回の学務ガイダンスおよび随時の個別面談による履修指導・支援を実施している。 【食物栄養専攻】学務部と連携し、半期ごとの「履修ガイダンス」を行っているほか、適宜、専攻教員による履修指導・卒業後に向けた指導を行っている。
(6)学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	学生支援部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】各教員がオフィスアワーを設けている他、その他の時間においても相談を受ける体制をつくり、必要に応じて情報を共有している。また、事務室の窓口においても相談を受け付けている。 【キャリア教養学科】気になる学生には教員から声掛けし面談を行っている。また学生の申し出などによる随時の個別面談も実施している。学生支援部と連携し、半期ごとの「顧問面談」を実施しているほか、随時、質問・相談を受け付け、必要に応じて専攻内で情報共有の上解決につなげていく体制を整備している。 【食物栄養専攻】オフィスアワーの設置およびその時間以外でも適宜、学生の相談に寄り添い、適切な指導・助言の体制を整備している。
(7)基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【こども保育コース】福祉こども専攻では、実習記録の作成が苦手である学生に対し個別指導を行ったり、進度が遅い学生に対して必要に応じて面談を行う等、対応している。 【キャリア教養学科】基礎学力に留意すべき学生情報について、フォロー体制や方法について学科内で審議し、その都度、適切なフォローを行っている。 【食物栄養専攻】各教員が担当科目ごとの学修状況を踏まえて適宜補習授業や個別指導を実施しているほか、必要に応じて専攻内で情報共有の上解決につなげていく体制を整備している。
(8)進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	学生支援部長・学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】進度の速い学生や優秀な学生の中には、授業時間外にも質問をしたり、さらに学びを深めたいと希望したりする学生もいるため、適宜対応をしている。 【キャリア教養学科】基礎学力に留意すべき学生については、時として合理的配慮申請を勧め、学生支援部・学務部と連携して支援している。 【食物栄養専攻】要望があった場合は学習支援を行い、より高いレベルの学びを進められるようにしている。
(9)適宜による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	—	通信による教育を行う学科又は専攻課程はない。
(10)図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。	学務部長	TRUE	学務部長	○	図書館情報センターに司書資格を持つ職員を配置している他、ラーニングコモンズやグループ学習室の併設、司書課程学生への実習支援、毎週金曜日にBGMを流す等、学生が利用しやすい環境づくりや学習向上のための支援体制を整備している。
(11)学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。	学務部長	TRUE	学務部長	○	教養科目である「国際ボランティア」では、本学創立者マルグリット・ポールジョアのルーツがあるカナダを訪問している。今年度は履修人数から開講出来なかった。
(12)学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方法を点検している。	学務部長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】各学科・専攻において「前納」「後納」「おわり」「卒業生」に、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方法を点検している。 【キャリア教養学科】量的・質的調査による学習成果の結果分析を学科内で行い、次年度につなげている。 【食物栄養専攻】学務部と連携し、半期ごとの学業成績(GPA)、授業改善アンケート、教授ポートフォリオを全教員で共有して、学習支援方法を点検・改善するための専攻内PDを実施している。

基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	学生指導、厚生補導等を管轄する学生支援部を整備している。また、学生支援部の組織として健康管理室、学生相談室を整備し運営している。
(2)クラブ活動、学園行事、学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	学生会とB&L委員会の定期的な会合である学生会委員会、学生支援部長と学生会担当の教員がオブザーバーとして参加している。学生会の下部組織には、各委員会(あかしや祭(文化祭)実行委員会等)が設置されており、全ての学生活動において、学生支援部委員を中心とした担当教職員を顧問として配置し、学生による活動を後方支援している。またクラブ活動においても、ESS(英語劇)他7つのサークルが存在し、顧問教員が必要に応じて指導、支援を行っている。
(3)学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	第1学生ホール(学生食堂)にて、食物栄養専攻の学生が授業として行う集団給食の学内実習期間中(6月、7月、11月、12月)において、調理したランチセットを提供している。売店は、月曜日～金曜日の11時45分～13時00分の時間において、近隣のスーパーと提携し、弁当類、惣菜、デザート、飲み物等を販売。その他、週1回程度で障害福祉サービス事業所によるパンの販売を行っている。また、飲料水やアイスクリームの自販機を設置している。学生のキャンパス・アメニティとして、ミーティングスペースと印刷設備を備えた学生活動室「さくらルーム」や第2学生ホール、ラーニングコモンズ室等、学生らの多様なニーズに配慮している。
(4)宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	学生寮は設置していないが、キャンパス周辺には、本学の学生が優先的に入居できる指定アパートが4棟あり、希望者には各アパートの外観、内観、諸費用、設備、地図等を掲載した小冊子を配布し、随時紹介している。
(5)通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	通学バスの運行は行っていないが、「桜の聖母短期大学」というバス停があり、市内循環バス2コースが100円で利用できる。駐輪場は約100台を置けるスペースがある。本学では交通事故のリスクが危惧されるため、学生による自家用車での通学は原則認めていない。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域在住者等、やむを得ない事情がある場合に限り本人からの申請があれば、審査の上で例外的に許可することがあり、その際は若干ではあるが有料で駐車場を貸し出している。

(6)奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	- 経済的な支援を必要とする学生には、入学費や学費の減免制度、以下の各種奨学金による支援を行っている。 ・桜の聖母短期大学奨学金制度 ・桜の聖母短期大学資格特待生奨学金制度 ・桜の聖母短期大学入学金減免制度 ・桜の聖母短期大学東日本大震災学生の学生納付金等減免制度 ・桜の聖母短期大学私費外国人留学生の授業料減免制度 ・桜の聖母短期大学社会人学生学費減免制度 ・聖マルグリット・ブルジョア奨学金制度(C.N.D.奨学金) ・福島県奨学金 ・高等教育の修学支援新制度 ・日本学生支援機構第1種奨学金 ・日本学生支援機構第2種奨学金 ・専門実践教育訓練給付金制度
(7)学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	学生が心身ともに健康で明るく充実した学生生活を過ごせるように、学生支援部の組織内に、健康サポート委員会を設置している。健康サポート委員会は、学生の健康管理のために、健康管理室において、有資格者(看護師)の兼任職員が健康アドバイザーとし勤務し、体調不良だけでなく、精神面の悩みについても対応している。学生相談については健康管理室でのインテークを経て、必要に応じて医療機関を始めとする各専門機関へとリファーしている。面談にあたっては、臨床心理士資格を有する兼任職員1名がスクールカウンセラーとして週3回程度、学生の相談に応じている。
(8)学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	教員・学生間における日常的な個別意見聴取は、顧問制度等を活用することで実現している。また、「なんでも相談・質問・意見箱」が学内に常設されており、全学生は学生生活における意見や要望を自由に、記名もしくは無記名で投書できる。
(9)留学生在在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。	学生支援部長	TRUE	学生支援部長	○	現在、本学に在籍する留学生は皆無だが、以前、留学生を受け入れた時の対応は、学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制として、その留学生の状況に合わせて、主として学務部と学生支援部等が連携し対応した。
(10)社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。	学務部長	TRUE	生涯学習センター長・学務部長	○	履修証明プログラム「桜おとなカレッジ(SOC)」や聴講生など社会人学生に対しては、年2回の履修ガイダンスを実施している。また学習支援体制を整備し、生涯学習センターと学務部と情報共有し、随時、学習相談の対応を実施している。また学務部では、個々の事情に配慮しながら、学習を支援する体制を整えている。
(11)障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	学務部長・学生支援部長	TRUE	学務部長・学生支援部長	○	「バリアフリートイレやハンドドライヤーを増設をし、さらに令和5年度に、マルグリット館とマリアン講堂を繋ぐ1階連絡通路を開閉式の扉から自動ドアに改修し、障がい者の利便性を漸進的に向上させている。また、車椅子利用者を対象に、公道との段差を解消する簡易スロープを設置し、健康管理室前には、ドアの開閉時に職員がサポートできるように、着座のまま使用可能な内線電話を設置している。施設整備の他、具体的な支援内容・方法に関するガイドラインを作成しており、障がい者への支援体制を整えている。
(12)長期履修生を受け入れる体制を整えている。	学務部長	TRUE	学務部長	○	学生それぞれの事情を考慮しながら、長期履修に対応できるようにしている。
(13)学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。	地域連携センター長	TRUE	ボランティアセンター長・企画室長	○	学生表彰として3賞(マルグリット・ブルジョア賞、学長賞、学長奨励賞)を設定し、毎年2年生を対象に表彰している。この制度は基準の第1条において「学生の課外活動や社会活動等における活躍を表彰すること」が規定されている。令和6年度は4名の個人と1団体が表彰されている。

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にやっている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	キャリア支援センターを整備し、教職員組織として活動している。
(2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。	アドミッションセンター長	TRUE	アドミッションセンター長	○	学生が常時アクセス可能な「キャリア支援センター」のスペースを整備し、求人情報など各種資料の閲覧・就職相談等を行える体制としている。また、求人情報は学生専用Webサイトで閲覧できる体制も整えている。
(3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	アドミッションセンター長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】キャリア支援センターと連携し、編入講座、公務員試験対策講座、その他の就職支援講座を開いている他、進路に関する個別面談や編入、就職試験対策を学生それぞれの希望に合わせて行っている。 【キャリア教養学科】司書、医療事務やファイナンシャルプランナー、TOEICなど資格取得に直結する授業を開講している。また就職試験にかんしても顧問を中心に相談支援を行っている。 【食物栄養専攻】就職に役立つのみならず、就職後の評価・技術向上につながる各種資格取得カリキュラムを整備している。
(4)学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	各学科長・各専攻長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【学務/こども保育コース】2年次の就職活動中や卒業時に就職状況を教員間で共有し、分析すると共に、就職支援に活用するようにしている。 【キャリア教養学科】就職状況を分析し、次年度の就職支援対策につなげている。 【食物栄養専攻】卒業時の就職状況については年度ごとにまとめ、専攻内での就職支援に活用している。
(5)進学、留学に対する支援を行っている。	アドミッションセンター長	TRUE	各学科長・各専攻長	○	【こども保育コース】福祉こども専攻では留学を希望する学生は近年いないが、毎年四年制大学への編入を希望する学生がいるため、教員間で情報を共有しながら支援を行っている。 【キャリア教養学科】四年制大学編入対策のための科目を複数設置し、英語、小論文、志願理由書、面接対策を実施している。また英語、小論文は丁寧な添削を実施し、面接練習も対応している。留学希望者はほとんどいないが、異文化理解を深める科目を開講している。 【食物栄養専攻】「留学」はこれまでに例がないが、「進学」として、四年制大学への編入を希望する学生に対しては1年次から個別に指導を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	本学の理念や各学科、専攻の教育内容にふさわしい教員を募集し、配置するように努めている。
(2)短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	短期大学設置基準に基づき、教員を配置している。
(3)教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼任)又は基幹教員とその他教員を配置している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	専任教員と非常勤教員の配置は、本学の教育課程編成・実施の方針に基づき、配置している。
(4)専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	教員審査基準及び資格審査基準に基づき職位を決定している。教育実績や研究業績等については、短期大学設置基準の規定を充足し、公表している。
(5)非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	短大非常勤講師規定に基づいて、採用を行うようにしている。
(6)教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	生活科学科食物栄養専攻には、助手を配置し、生活科学科福祉こども専攻には、実習指導室において実習先との調整や学生に関わる職員を配置している。

基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。	学務部長	TRUE	各学科長・専攻長	△	専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づいてマスコミ発表や研究紀要や学会活動で発表し、成果を上げている。ただし、教員一人ひとりの教育および大学運営に関する業務との両立を踏まえて、研究活動に使う時間をいかに捻出するかは課題である。
(2)専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。	学務部長	TRUE	企画室長	×	令和6年度は、外部研究費の獲得に向けた申請実績はあったが、獲得実績につながっていない。そもそも科学研究費助成金の申請率が1割程度と極めて低調であり、年度末に科研費獲得に向けた研修会を急遽設定するに至った。
(3)専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。	学務部長	TRUE	学務部長	○	【学務】専任教員の研究活動における規定等を整備している他、それぞれに研究室が整備されている。
(4)専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。	企画室長	TRUE	各学科長・専攻長	○	【学務/こども保育コース】研究活動における不正行為への対応等に関する基準を向け、研究倫理に関するFD研修を実施している。各学科、専攻でも、研究倫理に関する研修を行っている。 【キャリア教養学科】学科長を中心とした研究倫理にかんする学科内FDを実施している。 【食物栄養専攻】全学FD研修および専攻内FD研修、ならびに、個別の学習(eLCOREなど)で研究倫理について学び、遵守する取り組みを行っている。
(5)専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	毎年研究紀要を発行している他、学長裁量事業「教育の質改善への取組事業」を採択し、研究成果を発表する機会を確保するようにしている。
(6)専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	研究、研修等を行う時間を確保するために、原則週1日まで自宅研修日を申請することが出来る。
(7)専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	桜の聖母短期大学教員研修規程、旅費規程を整備している。

基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。	事務長	TRUE	事務長	○	日本私立短期大学協会等が開催している学外研修(オンライン含む)や学内SD研修会等にて、必要な知識を育成している。
(2)事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。	事務長	TRUE	事務長	○	学長、各学科長との協議により、適性が発揮できるように環境を整えている。
(3)事務等関係諸規程を整備している。	事務長	TRUE	事務長	○	事務関係の諸規程については整え、規程の整備も順次行っている。
(4)事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。	事務長	TRUE	事務長	○	学内LANシステム「キャンパスプラン」にWEB対応システムも導入し活用するなど、より良い環境になるように整備している。
(5)日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。	事務長	TRUE	事務長	○	令和6年度も体制改革により、事務職員数の削減の中、各自で業務の効率化と共有をし、改善している。
(6)学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	職員が、各科目教員から提出された成績記録を、規定に基づいて適切に保管している。

基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。	学長	TRUE	事務長	○	限られた教職員で少人数教育を実践するために学生情報については日常的に共有している。また全学的な情報共有の場として、全体教職員会議を毎月1回開催し、学生一人ひとりの学習成果の獲得の向上のため連携している。
(2)教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。	学長	TRUE	学長	○	「桜の聖母学院管理規定」において、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダムが設置する諸学校の管理・組織について規定し、その円滑な運営に必要な事項を定めている。第4章「桜の聖母短期大学」において、学長の他各部署責任者等の役割や責任を規定している。また、「短大部各部署・各種委員会運営基準」を定めて各部署の任務および構成員、所轄委員会等について規定している。さらに、毎年度、各部署・各種委員会の責任者及び構成員を明確にした組織図を作成し教職員で共有して教育研究活動等に係る責任の所在を明確にしている。

基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	学務部長	TRUE	学務部長・企画室長	○	規定を整備し、SD活動を行っている。
(2)教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	規定を整備し、FD活動を行っている。
①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	学務部長	TRUE	各学科長・専攻長	○	【学務/こども保育コース】FD活動として各学科、専攻、また教職支援室でも授業公開を行い、教員間で振り返りながら授業・教育方法の改善を行っている。 【キャリア教養学科】相互授業参観およびその結果レポートには「自分の授業に取り入れられる部分」の欄を設け、それを共有し学科内FDを実施している。 【食物栄養専攻】専攻内FD、全学FD、他大学との合同FDに参加することで授業・教育方法の改善を継続している。
(3)指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	指導補助者はいないが、配置している生活科学科食物栄養専攻の助手もSD、FD研修に参加している。

基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。	事務長	TRUE	事務長	○	「就業規則」、「短期大学勤務細則」をはじめ労働関係法令に基づく、規程を整備している。
(2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。	事務長	TRUE	事務長	○	規程は採油時に一人ひとり配布。また事務室と集会室にそれぞれ1部配置。本学内サーバーの公開フォルダに格納し、教職員への周知を図っている。
(3)教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。	事務長	TRUE	事務長	○	労働時間の管理はタイムレコーダーで長時間労働の点検と指導を行っている。また年に1回教職員全員参加の健康診断により、健康管理を行っている。
(4)教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。	学長	TRUE	事務長	○	教職員の採用、昇任は就業規則、学院給与規定及び短大教員資格基準及び資格審査基準に基づき適切に行っている。

B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	事務長	TRUE	事務長	○	本学の校地面積は19,180㎡、校舎面積は10,851㎡で設置基準を充足している。
(2)学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。	事務長	TRUE	事務長	○	隣接している桜の聖母小学校の運動場と体育館を共有し、適切に運用している。体育館の面積は798㎡。
(3)校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	事務長	TRUE	事務長	○	教室、研究室等必要な施設は、短期大学設置基準の規定を充足している。
(4)校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。	事務長	TRUE	事務長・学生支援部長	○	春から秋にかけて正面玄関前にバラソ付付きガーデンテーブル、チェアを設置している。また、保育棟前にチェアを設置して、学生が交流、休息等に利用している。
(5)校地と校舎は障がい者に対応している。	事務長	TRUE	事務長・学生支援部長	○	主要な出入り口は自動ドアにし、館内はスロープ、障害者用トイレを設置している。
(6)教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。	事務長	TRUE	事務長・学生支援部長	○	各学科、専攻の教育課程や実施の方針に基づき、必要な種類と数を備えている。
(7)専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。	事務長	TRUE	事務長	○	専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
(8)専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。	事務長	TRUE	事務長	○	本学では専門職学科は設置していない。
(9)通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。	事務長	TRUE	事務長	○	通信による学科は開設していない。
(10)教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	各学科、専攻の教育課程や実施の方針に基づき、必要な機器や備品を整備している。
(11)図書館等を中心に教育研究に必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。	図書館情報センター長	TRUE	図書館情報センター長	○	図書館職員および教員が教育研究に必要な資料を計画的に購入し、学生に提供している。
〔注〕図書館等は「教育研究に必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究に必要な資料の利用を促進するために、必要な環境の整備に努めている。」	図書館情報センター長	TRUE	図書館情報センター長	○	論文指導やレポート作成を通じて図書館の利用促進を図っている。学生全員に図書館利用のオリエンテーションを実施している。
①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。	図書館情報センター長	TRUE	図書館情報センター長	○	図書館職員および教員が計画的に毎年度、選書している。また、廃棄を毎年度の計画に入れている。
②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。	図書館情報センター長	TRUE	図書館情報センター長	○	横断検索システムなどにより、他の短大図書館等との資料提供に努めている。
(13)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	学務部長	TRUE	学務部長	○	図書館情報センターに自習ブースやラーニング・コモンズを設けている他、WiFiが整備されていることにより貸出用ノートパソコンをはじめとする電子機器が使用できるため、静寂な環境下でオンデマンド配信の映像教材を用いた受講が可能である。この他、マルグリット館とマリアンホールの全館で同様にWiFiを整備していることから、学生の個々の事情に応じ学生ホールや空き教室等を同様に使用することも可能である。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。	事務長	TRUE	事務長	○	施設設備、物品、消耗品等について、財務諸規定として整備している。
(2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。	事務長	TRUE	事務長	○	本学院財務関連規定に基づき、施設設備、物品等の維持管理を適正に行っている。
(3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。	危機管理部長	TRUE	危機管理部長	○	火災・地震対策、防犯対策のための規定「桜の聖母短期大学危機管理基準」を整備している。
(4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。	危機管理部長	TRUE	危機管理部長	○	地震による火災発生を想定した避難訓練と消化器体験を毎年実施している。
(5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。	危機管理部長	TRUE	危機管理部長	○	メンテナンス業者と連携して定期的に行っている。
(6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	事務長	TRUE	事務長	○	教室・廊下の蛍光灯消灯の徹底、照明のLEDへの変更計画を立案中である。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	教育課程編成・実施の方針とそれぞれの専門分野の体系性に基づき、各学科・専攻、コースで取得できる資格に必要とされるコンピュータの操作や専門的なソフトウェアの操作に求められる、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの整備水準の向上と環境充実を図っている。
(2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	授業などを通して学生が情報技術の向上に関するトレーニングに接する機会はある。今後の課題として、カリキュラムや組織的な支援体制における分担が挙げられる。
(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	管財係と情報教育支援室における検討の中で機器更新のスケジュールなどを編成している。
(4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	各学科・専攻からの要望と有限な技術的資源の適切な分配について折り合いを付けつつ、随時対応している。
(5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	全教職員に対しデスクトップ型/パソコンを支給している。
(6)学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、適切に活用し、管理している。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	令和4年9月に学内LANの更新を行い、スイッチングハブの代替とケーブルの再敷設を行った。その際にWiFiを整備し、全学生・教職員が使用できる状況となっている。
(7)教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	多くの教員や一部の職員がChatGPTに代表される生成AIを業務内に活用している。今後の課題として、技術的困難や業務の性質上の必要性を理由に一切使うことのない教職員もいるため、全面的に活用できるよう努める点が挙げられる。
(8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。	学務部長	TRUE	情報教育支援室	○	コンピュータ教室として3室整備をしている。また、この教室に配架しているものとまったく同じように設定されたノートパソコン10台を事務室で貸し出している。そのため授業外の時間においても、空き教室を含め多くの環境で学生が自由にコンピュータを使った自学自習や課外活動ができている。

D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	短期大学の学生数減少に伴う支出超過の状況であると把握、分析している。
①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	×	事業活動収支の支出超過の状態が続いており、均衡していない。
②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	短期大学の学生数減少に伴う学納金減少及び定員割れに伴う補助金収入の減少が、支出超過の理由であると把握している。
③貸借対照表の状況が健全に推移している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	資産の部、負債の部ともに健全な状態で推移している。
④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	学校法人の設置学校数の中で、短期大学の占める割合が、在籍数の割におおきく、短期大学の収支状況が学校法人全体に及ぼす影響が大きいことを把握している。
⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	△	短期大学として、減価償却引当特定預金を320百万円保有しているが、今後の施設設備の整備を見据え、基本金への組入等が必要であると認識している。
⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	退職給与引当金は規定に従って引き当てられている。
⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	資産運用に関しては「資産運用に関する事務取扱基準」の下、規程に従い運用している。
⑧教育研究経費を適切に措置している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	教育研究経費は、経常収入の30%を超過する高い比率で維持している。
⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分は適切に行っている。
⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	会計監査人の監査意見へは、定期的に受け入れ、対応している。
⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	短期大学においては常に寄付金を募集している。学校債の発行は行っていない。
⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	×	令和6年度における短期大学の入学定員に対する充足率は入学定員130名に対し入学者90名で、充足率は69%。収容定員に対する充足率は76%。前年度から34名減と大幅な減少となり、厳しい状況である。
⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	×	収容定員充足率からすると厳しい財務状況である。今後さらなる学生募集に努める必要がある。
(2)財的資源を毎年度適切に管理している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	財的資源の管理については毎年適切に管理している。
①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	事業計画立案及び予算編成については、各部門の意向を組み入れながら集約・編成し、評議員会の意見を徴した上で理事会において審議・決定し、適切な時期に決定している。
②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	決定した事業計画及び予算は速やかに各部門に示達され、各部署に周知・予算配布がされている。
③年度予算を適正に執行している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	短期大学において年度予算は、事業計画に基づく適正かつ計画的に予算執行されている。
④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。なお上記は随時経理責任者を通じて、理事長に報告されている。
⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。	法人局長・財務課長	TRUE	事務長	○	毎月末に財務状況は、経理責任者を通じて理事長に報告されている。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財務資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)短期大学の将来像が明確になっている。	学長	TRUE	事務長	△	短期大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、本学の将来像を明確にすることができず、模索中である。
(2)短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。	学長	TRUE	事務長	×	短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っていない。
(3)経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。	学長	TRUE	事務長	×	短期大学として、財政状況に基づいた経営(改善)計画を策定していない。
①学生募集対策と学納金計画が明確である。	学長	TRUE	事務長	○	令和6年度は新しく広報センターを設けられ、学生募集の分析を行い、様々な対策を行った。またシミュレーションに基づき学納金計画も策定している。
②人事計画が適切である。	学長	TRUE	事務長	○	短大設置基準に基づきながら、年齢構成に配慮し、人事計画を進めている。
③施設設備の将来計画が明瞭である。	学長	TRUE	事務長	×	施設の老朽化に伴う施設設備計画を官財中心に進め、令和6年度はマリアンホール講堂の大規模なボイラー工事をを行った。また文科省からの改善指示のある特定天井の改修についても計画しているが、その他にも漏水、外壁面損傷、LED未対応など課題が山積するなか将来計画は不明瞭である。
④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。	学長	TRUE	事務長	△	外部資金の獲得については、企画室が主導になって科研費獲得を目指している。遊休地については、現在進行している桜の聖母学院全体のリバイバル計画を反映させる形で今後契約される。
(4)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。	学長	TRUE	事務長	△	定員管理についてはこれまで定期的に見直し、人件費・施設設備費を維持するべくバランスをみながら改善しているが、収支限界の定員となっている。
(5)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。	学長	TRUE	事務長	△	経営情報については法人部門からの定期的な財務説明で非常に厳しい状況であると学内で共有している。また学外に対しては本学のWEBサイトに公開している。

基準IV 短期大学運営とガバナンス

A 理事会運営

基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事長は永年短期大学の教員、学長を務め、令和6年1月より理事長に選任された。建学の精神及び教育理念・目的達成に向けて充分な見識を有しており、本法人の維持・発展の為の新たな方針を示している。
(2)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事長は法人を代表する責任者としてリーダーシップを発揮し、他の理事及び設置する学校長と協同しながら学校運営に当たっている。

基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事会は、理事長が寄付行為の定めに従って招集し、短期大学教育の継続的な質の保証を図ると共に、短期大学の主体的な改革・改善を支援するための最終責任機関であることを認識している。
(2)理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事会は、毎年度作成される自己点検評価報告書に基づく課題の解決に向け、慎重な審議による決定を行い、改善が図られている。
(3)理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事会は、短期大学を始めとした設置学校の発展のために必要に応じて理事や各学校長からの各学校運営に関する経過報告を聴取し、経営のみならず教育活動全般についての事業遂行進捗状況を常に把握するとともに、学外での高等教育はもとより初等及び中等教育に関する情報を敏感にとらえ、経済情勢及び労働環境、地域からの要請等の情報を収集し、社会情勢を見極めながら学校運営に当たっている。
(4)理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
(5)理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事会は、学校法人の運営及び短期大学運営に必要な規程の制定・変更を行っている。

基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)理事は、理事選任機関により適切に選任されている。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事は、寄附行為の定めに基づき、理事選任機関により適切に7名が選任されている。
(2)理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

B 教学運営

基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。	学長	TRUE	学長	○	学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。	学長	TRUE	学長	○	学長は、「桜の聖母学院管理規定」に基づき理事会によって任命され、校務を掌り、所属職員を統括し、基本方針設定者として短期大学を代表する。学長は、「桜の聖母学院管理規定」及び「桜の聖母短期大学教授会基準」に基づいて教授会を運営し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。	学長	TRUE	学長	○	学長は、「桜の聖母短期大学学長の選考に関する内規」に基づき推薦され、「桜の聖母学院管理規程」に基づき理事会によって任命される。「桜の聖母短期大学学長の選考に関する内規」に学長候補者の資格について、次の資質を有する者であることとして4つの資質が規定されている。規定されるのは、①建学の精神・ミッション・デートメントにおける本学の教育目的であるカトリックの精神に根ざした教育観を有している者、②高等教育機関の長としてリーダーシップを発揮し、地域社会との連携を図りつつ、学校運営ができる社会的かつ専門的見識及び能力を備えている者、③教育研究に関する業績が顕著であり、学内及び地域社会の信頼を得ることができ、財政基盤の確立と効果的な学内組織の編成、運営及び推進が図れる者、④学長の職責を担うことができる心身の健康を備えている者、以上の4つである。学長は以上の資質を有する者である。つまり、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有する者である。
③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実にに向けて努力している。	学長	TRUE	学長	○	建学の精神として掲げる「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理の見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成すること」を「桜の聖母短期大学学則」第2条において、本学の「目的」として明確に示し、また、これを踏まえた各学科等の教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的を「桜の聖母短期大学学則」第6条に明確に示している。学長は、これらに基づく教育研究を推進している。また、「桜の聖母短期大学学則」第3条に基づき、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために必要となる教育研究活動の状況について、自己点検・評価を行っている。さらに、「桜の聖母短期大学学則」第4条に基づき、教育内容等の改善のための研修等を実施している。これらの自己点検・評価や研修等を通して、短期大学の向上・充実にに向けて努力している。
④学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。	学長	TRUE	学長	○	学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を「桜の聖母短期大学学則」に定めている。「桜の聖母短期大学学則」に違反する等した者は、その情状に応じ、謹慎、謹慎、停学及び退学に処することを定めている。さらに、「桜の聖母短期大学学則」に規定する学生の処分について必要な事項を「桜の聖母短期大学学生の処分に關する基準」に定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括している。	学長	TRUE	学長	○	学長は、「桜の聖母学院管理規程」に基づき理事会に任命され、校務をつかさどり、所属職員を統括し、基本方針設定者として短期大学を代表する。学長は、「桜の聖母学院管理規程」及び「桜の聖母短期大学学科長等の専攻に関する基準」に基づき各部署・各種委員会の長を任命し、さらに「短大部各部署・各種委員会運営基準」に基づいて各部署・各種委員会に教職員を配置している。
⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。	学長	TRUE	学長	○	学長は、「桜の聖母学院管理規程」及び「桜の聖母短期大学学長の選考に関する内規」に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
(2)学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。	学長	TRUE	学長	○	学長等は、教授会を「桜の聖母学院管理規程」、「桜の聖母短期大学教授会基準」及び「桜の聖母短期大学学則」に基づいて開催し、適切に運営している。
①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。	学長	TRUE	学長	○	学長は、「桜の聖母学院管理規程」、「桜の聖母短期大学教授会基準」及び「桜の聖母短期大学学則」において規定している。また、教授会議題を事前に配付し、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。	学長	TRUE	学長	○	学長は、「桜の聖母学院管理規程」、「桜の聖母短期大学教授会基準」及び「桜の聖母短期大学学則」に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。
③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。	学長	TRUE	学長	○	学長等は、「桜の聖母学院管理規程」及び「桜の聖母短期大学教授会基準」に基づき教授会を運営している。併設する大学は無い。
④教授会議事録を整備している。	学長	TRUE	学長	○	「桜の聖母短期大学教授会基準」に基づき教授会議事録を整備している。
⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。	学長	TRUE	学長	△	毎年度作成している「学生ハンドブック」に学習成果及び三つの方針を明記している。教職員は「学生ハンドブック」を通して学習成果及び三つの方針を確認し共有している。このことをもって、教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有しているといえるのか疑問が残るところである。 各学科・専攻においては、学習成果の獲得状況を確認し、共有する機会を持っている。この機会等を通して学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。	学長	TRUE	学長	○	学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。「桜の聖母学院管理規程」及び「短大部 各部署・各種委員会運営基準」に基づいて各部署・各種委員会を設けている。また、「短大部部科長会基準」に基づき、各部署・各種委員会の長を構成員とする学長の諮問機関である部科長会を設置している。

C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
(2)監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	監事は、法人の業務を監査するため、理事会及び評議員会には毎回出席し、法人運営全般にわたって理事の業務執行状況及び理事会の運営状況を逐次確認している。
(3)監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べている。
(4)監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出・報告している。

基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	評議員は、寄付行為の定めに従って理事総数7名の2倍を超える15名で構成されている。
(2)評議員会は、適切に運営している。	理事長	TRUE	法人局長・事務長	○	評議員会は、私立学校法を踏まえ、適切に運営している。

基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。	理事長	TRUE	法人局長・財務課長・事務長	○	会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
(2)会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。	理事長	TRUE	法人局長・財務課長・事務長	○	会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について適切に監査している。
(3)会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。	理事長	TRUE	法人局長・財務課長・事務長	○	会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

D 情報公表

基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

点検・評価の観点	②所管責任部署	②のチェック	①確認部署	状況	状況・課題・背景
(1)法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。	自己点検評価委員長	TRUE	自己点検評価委員長	○	ウェブサイトの「情報公開」のページにおいて公表している。
(2)自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。	自己点検評価委員長	TRUE	自己点検評価委員長	○	日本私立短期大学協会が示したモデルに準拠し、令和6年2月19日にガバナンス・コードを制定し、それに基づく点検結果を公表している。